

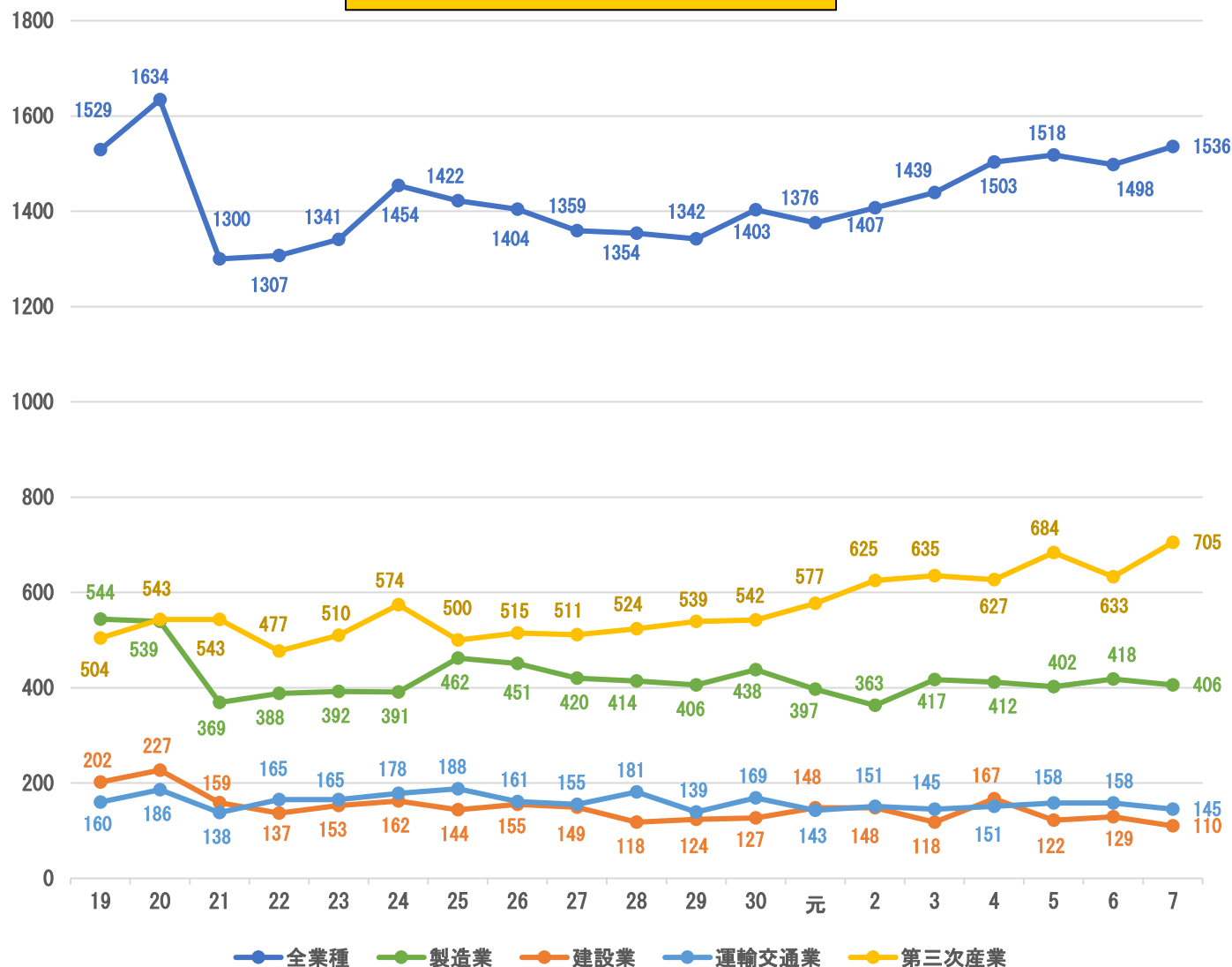
労働災害の発生状況等について

滋賀労働局大津労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

滋賀県内の労働災害発生状況について【新型コロナウイルス感染症除く】

休業4日以上死傷者数の推移



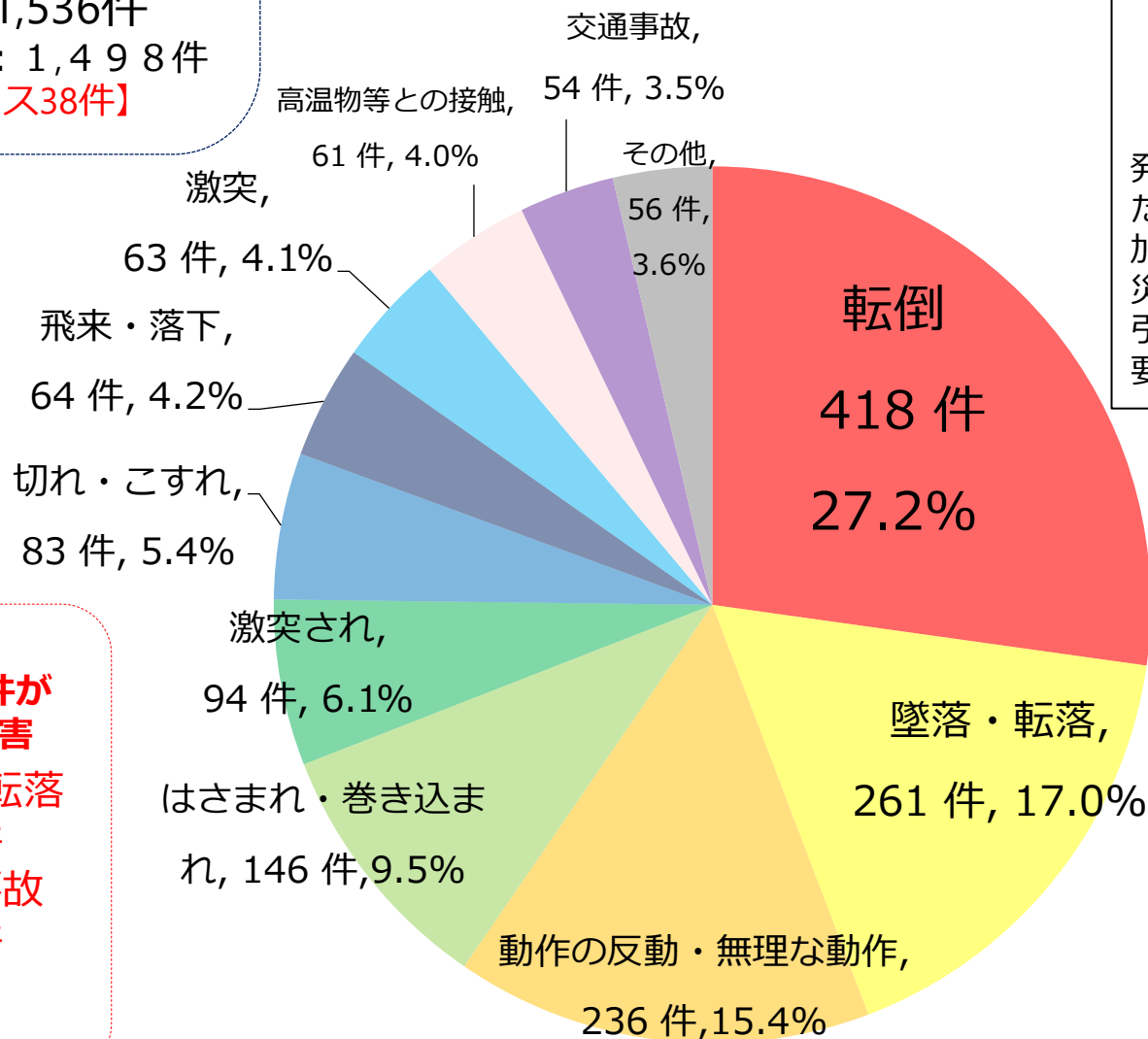
滋賀県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、従来型の労働災害に限ると再び増加し、令和元年以降最も高い数値となっており、依然高止まりの状態にある。

業種ごとの内訳では、製造業が406人（前年比-2.9%）、建設業が110人（前年-14.7%）、運輸交通業が145人（前年比-8.2%）、第三次産業705人（前年比+11.4%）となっている。

滋賀県内の労働災害発生状況について【新型コロナウイルス感染症除く】

令和7年
合計1,536件
前年同期：1,498件
【プラス38件】

休業4日以上死傷者数【事故の型別】

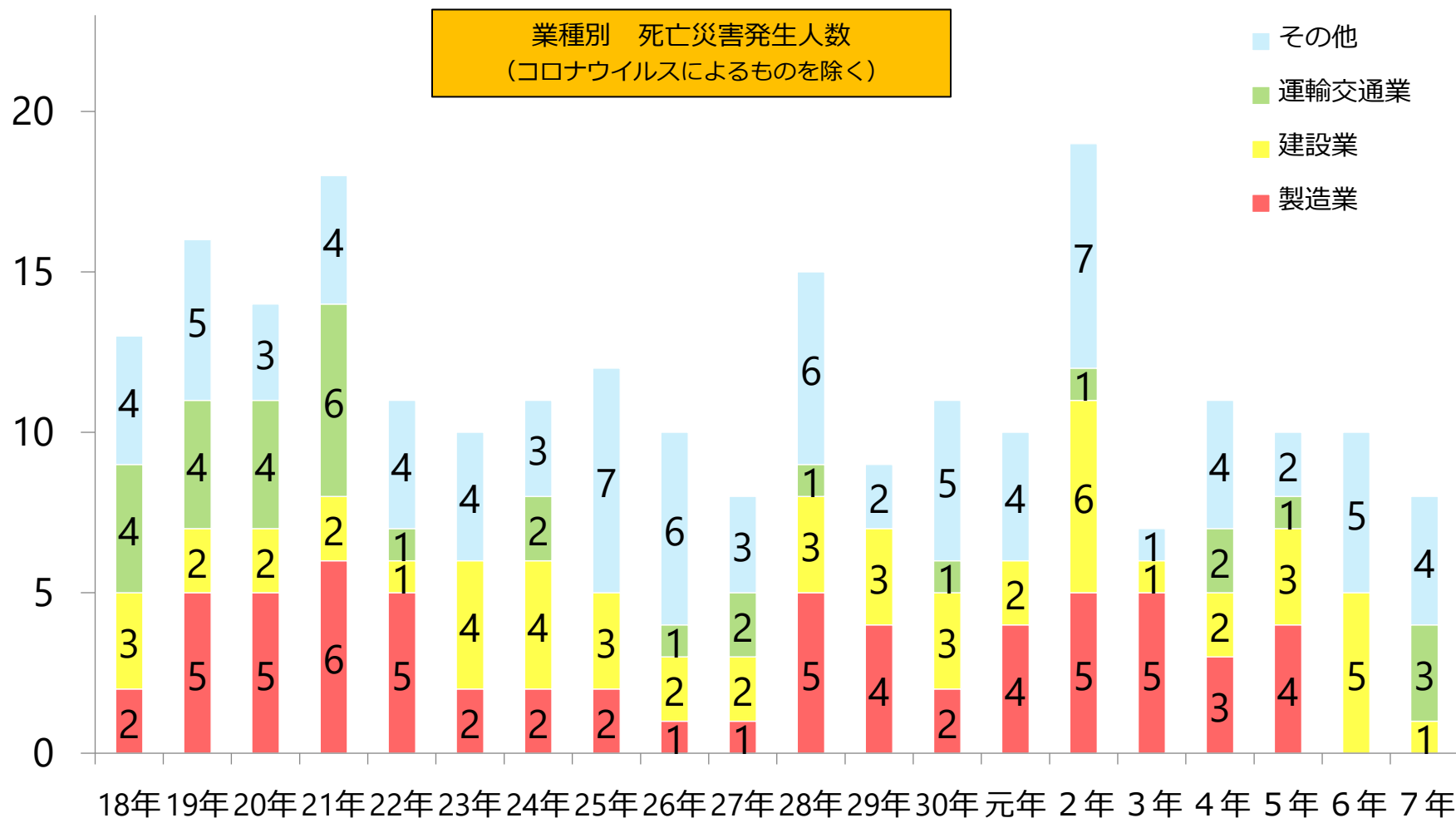


全産業では転倒災害が最も多く、これ以外では「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」の順となっている。転倒災害は事故の型別で最も多く発生し依然として高止まりしているだけでなく、前年に比較し29件増加している。また60代以上では全災害の内47.0%が転倒災害であり、引き続き転倒災害の防止の取組が必要である。

うち8件が
死亡災害
墜落・転落
2件
交通事故
4件

滋賀県内の労働災害発生状況について【新型コロナウイルス感染症除く】

令和7年の労働災害による死亡者数は8人と令和6年より減少した。製造業では前年に引き続き、死亡災害件数が0人であり、令和6年は死亡災害件数が0人であった運輸交通業が令和7年では3名に増加したが、建設業は4名減少し、令和7年は1人死亡している。その他の業種は畜産業で2人、警備業で1人、林業で1人死亡している。



死亡災害多発に伴う緊急要請について

令和8年8月 緊急要請
死亡災害増加に伴う
安全対策の徹底について



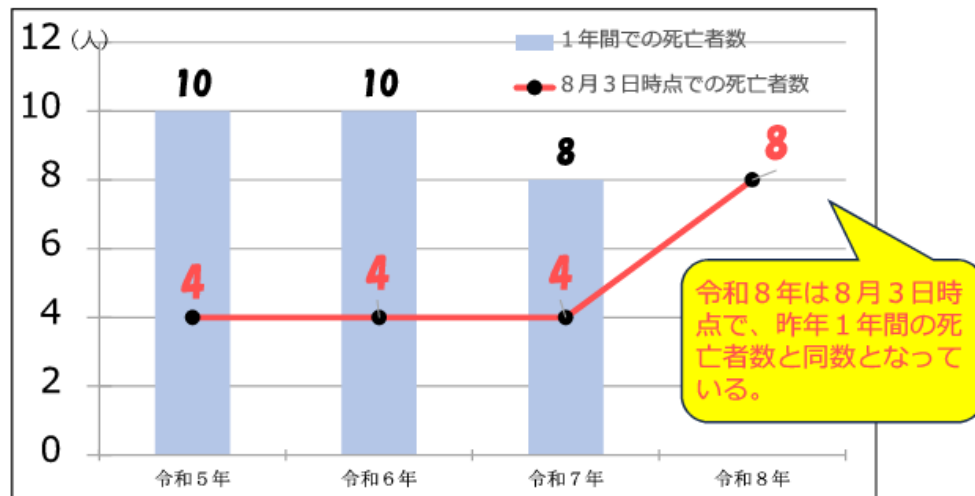
安全対策の錆びつきが命を奪う
経営トップ主導により、
再点検の実施を！

△ 墜落・転落 △ 重機・車両等との接触
△ はさまれ・巻き込まれ △ 単独・非正常作業による災害
△ 交通災害

滋賀労働局

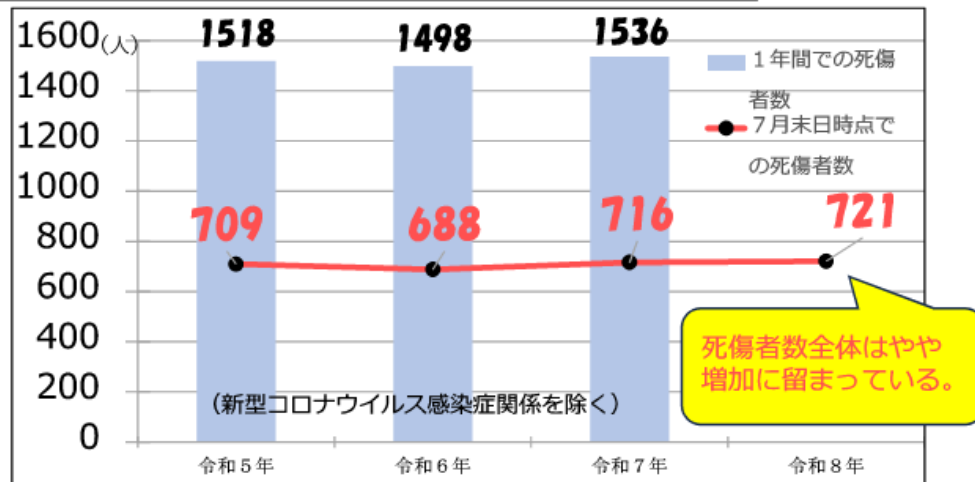
大津・彦根・東近江労働基準監督署

労働災害による死亡者数の推移（滋賀県）



◆ 令和8年の死亡者数は3月まで0人であったが、4月下旬から8月上旬までの3か月余りで昨年1年間と同数となる8人が亡くなり、短期間に連続して死亡災害が発生している。

労働災害による休業4日以上之死傷者数の推移（滋賀県）



死亡災害多発に伴う緊急要請について（滋賀県内の死亡災害発生状況について）

死亡災害発生概要

番号4・5・8の災害は大津署管内で発生

■ 墜落・転落 ■ 重機・車両等との接触 ■ はさまれ・巻き込まれ
■ 交通事故 ■ 60歳代以上高齢者 ■ 外国人労働者

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職 種・年代	災害発生の概要	令和8年
1	農業 (2人)	4月 11時頃	交通事故 (道路)	作業員 70歳代	翌日の作業にフォークリフトを使用するため、農舎Aからフォークリフトを運転し農舎Bに向け公道を走行していたところ、路端に寄りすぎ道路横の田んぼにフォークリフトが横転し、被災者が運転席から投げ出され横転したフォークリフトの下敷きとなり、胸部を圧迫し死亡したものの、	
2	道路建設工 事業 (18人)	5月 16時頃	激突され	作業員 50歳代	新名神高速道路舗装補修工事現場において、路面清掃車（スイーパー）の後方で掘削面の深さを検測していた被災者が、後退してきたスイーパーに激突され、車両後部に巻き込まれたまま約10メートル引きずられ外傷性ショックにより死亡したものの。	
3	その他の林 業 (14人)	5月 10時頃	交通事故 (道路)	運転手 60歳代	林業現場で使用する林業用機械を貨物自動車で運搬後、事業場に戻るため林業現場を出発し、県道を走行中、トンネル内で反対車線側の壁面に激突し、運転していた被災者が外傷性腹腔内出血により死亡したものの。	
4	その他の土 木事業 (7人)	5月 10時頃	その他	作業員 (2名) ともに20歳 代	地下にある旧農業用水路廃止のため、管内をモルタル等で充填する工事現場において、充填状況の監視を行っていた労働者2名が管内で倒れているところを発見されたものの。	
6	その他の建 設業 (1人)	7月 9時頃	墜落・転落	とび工 50歳代	琵琶湖湖畔で仮設櫓を建設中、最上部のステージ床を組み立てるため、単管と大引きを結束する作業を行っていたところ、高さ約10メートル下の湖面に墜落したものの。	
7	めっき業 (45人)	7月 17時頃	はさまれ・巻 き込まれ	めっき工 30歳代	亜鉛メッキを行う設備で作業していた労働者が、搬送機により搬送される製品の入った鉄製のカゴと次工程に搬送するローラーコンベヤーとの間に頭部を挟まれたものの。	
8	ビルメンテ ナンス業 (300人)	8月 13時頃	墜落・転落	清掃員 30歳代	マンションの屋上に、単管等で構成された仮設物を設け、当該仮設物にメインロープ及びライフラインを緊結し、メインロープで身体を保持しながら窓の清掃作業を行っていたところ、当該仮設物とともに地上へ墜落したものの。	

死亡災害多発に伴う緊急要請について（滋賀県内の死亡災害発生状況について）

死亡災害発生概要

番号1・2・5・6・8の災害は大津署管内で発生

■ 墜落・転落 ■ 重機・車両等との接触 ■ はさまれ・巻き込まれ
■ 交通事故 ■ 60歳代以上高齢者 ■ 外国人労働者

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職 種・年代	災害発生の概要	令和7年
1	畜産業 (12人)	3月 10時頃	激突され	作業員 50代	トレーニングセンター内の馬場において、被災者が取扱馬を引いていたところ、当該馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷、入院先の病院で肺塞栓を発症し、令和7年4月に死亡したものの。	
2	建設業 (2人)	6月 10時頃	墜落・転落	配管工 50代	マンションの新築工事現場において、配管材（約10kg）を各階の設置箇所に運ぶ作業を被災者を含む5人で行っていたところ、1階エレベーター乗り場付近を通りかかった作業員がエレベーターピット内で流血し倒れている被災者を発見したものの。	
3	運送業 (46人)	7月 5時頃	交通事故 (道路)	運転手 60代	被災者が最大積載量2トンの小型トラック（平ボディ）を運転し、国道1号線を名古屋方面に向け走行していたところ、前方で信号待ちで停車していた最大積載量4トンの中型トラック（平ボディ）に追突したものの。	
4	警備業 (117人)	8月 21時頃	交通事故 (道路)	警備員 50代	被災者が湖南市夏まつり2025の雑踏誘導警備業務を県道4号線にて行っていたところ、草津方面から水口方面に向かって走行していった乗用車に轢かれたものの。	
5	畜産業 (4人)	8月 14時頃	墜落・転落	作業員 70代	飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた被災者が、収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6メートルに積み上げた飼料にビニールシートを被せるため、飼料の上にあがり、ビニールシートを引っ張り上げていた際、飼料から墜落したものの。	
6	運送業 (7人)	9月 9時頃	交通事故 (道路)	運転手 70代	工事現場に向かうため、林道を走行していたところ対向するコンクリートミキサー車が来たが、道幅が細く離合出来ないため、被災者は離合できる場所まで後退していたところ、路肩から車両ごと斜面に転落したものの。	
7	その他の 林業 (22人)	10月 9時頃	その他の 転倒	作業員 70代	伐倒木を持ち上げるため、伐倒木の下に棒を差し入れ、別の伐倒木に左足を掛けて力を入れてたところ、左足を掛けていた伐倒木が動き、バランスを崩した被災者が転倒した。このとき、左足を掛けていた伐倒木に左足と臀部を強打し、骨盤部の骨折により、出血性ショックを起こしたものの。	
8	運送業 (1人)	11月 10時頃	交通事故 (道路)	運転者 60代	国道を軽貨物自動車を運転し走行中、緩やかなカーブで中央線をはみ出し対向車線を走行してきた大型トラックと正面衝突したものの。	

死亡災害多発に伴う緊急要請について（点検項目について）

緊急要請

死亡災害増加に伴う安全対策の再点検について

滋賀県内では死亡災害が例年を上回るペースで発生しており、極めて憂慮すべき状況です。以下を参考に経営トップが安全衛生方針を表明の上、安全対策の再点検を実施してください。

チェックリスト

①経営トップは安全衛生方針を表明し、作業者に周知していますか

②作業責任者に作業の直接指揮、監視を行わせていますか
（人手不足等の理由で単独作業になったり、作業方法が作業員・現場任せになっていませんか）

③作業前や運転前に健康状態を確認していますか
（体調不良とならないよう健康管理・長時間労働の防止措置を講じていますか、作業員の心身機能に問題はないですか）

④高齢者を作業に従事させる場合や高温多湿の日には、作業負荷に応じて作業方法や休憩時間等を見直していますか
（エイジフレンドリー指針や熱中症防止のためのガイドライン等参考）

⑤墜落・転落危険箇所には墜落防止設備が設けられていますか
（墜落制止用器具を使用させる場合は適切な取付設備を設けていますか）

⑥重機や車両等と接触のおそれがある場所に作業員を立ち入らせていませんか
（作業場所を明確に区分する、誘導者を配置する等の立入禁止措置を講じていますか）

⑦はさまれ・巻き込まれ災害のおそれがある箇所に安全カバーの設置などの措置を講じていますか
（機械の点検等を行わせる場合は機械の運転を停止させていますか）

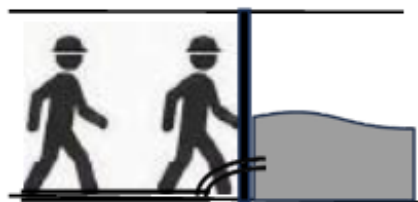
⑧非定常作業を行わせる場合に安全を確保するための作業手順を事前確認していますか
（マニュアル等に基づいた対応としていますか、場当たり的に対応させていませんか）

⑨自動車等の車両の運行ルートに危険な場所がないか確認していますか
その日の天候（大雨・積雪等）に応じて自動車の運行計画を見直していますか
（自動車等の事故防止を運転者任せにしていますか）

⑩作業員への安全衛生教育や必要な情報の伝達を行っていますか
（外国人労働者には母国語での教育を実施していますか）

死亡災害多発に伴う緊急要請について (大津署管内で発生した死亡災害発生について)

5月



(発生状況)

旧農業用水路廃止のため、管内をモルタル等で充填する工事現場において、充填状況の監視を行っていた外国人労働者2名が管内で倒れているところを発見されたもの。酸欠等想定される危険に応じた対策が講じられていなかったことが原因と考えられる。

防止対策

- 作業を現場任せにせず、法律上・安全上必要な措置を講じるため、法定資格や経験のある作業責任者に作業の直接指揮、監視を行わせること（チェックリスト②）
- 外国人労働者等が理解できる方法で安全衛生教育や作業手順等の説明を行うこと（チェックリスト⑩）

8月



(発生状況)

マンションの屋上に仮設物を設け、当該仮設物にメインロープ及びライフラインを緊結し、メインロープで身体を保持しながら窓の清掃作業を行っていたところ、当該仮設物ごと地上へ墜落したものの。仮設物の設置が適切でなかったこと、ライフラインをメインロープとは別の仮設物に取付していなかったことが原因と考えられる。

防止対策

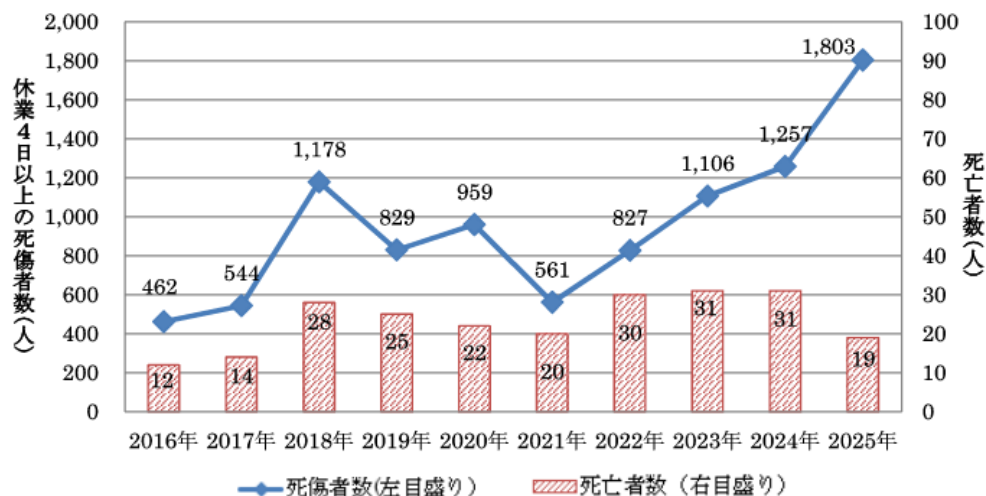
- 作業を現場任せにせず、法律上・安全上必要な措置を講じるため、法定資格や経験のある作業責任者に作業の直接指揮、監視を行わせること（チェックリスト②）
- 墜落制止用器具を使用させる場合に適切な取付設備を設けること（チェックリスト⑤）

労働災害発生状況について（熱中症）

2025 年（令和 7 年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

出典：労働者死傷病報告

職場における熱中症による死傷者数の推移



熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果

100件の内容は以下のとおり



(1) 発見の遅れ
重篤化した状態で発見
78件

(2) 異常時の対応の不備
医療機関に搬送しない等
41件

【法改正の趣旨】

掲載の表の状況に加えて、令和 6 年における休業 4 日以上死傷災害は 1,195 人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約 4 % を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられたものである。

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が 2 年連続で 30 人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約 5 ～ 6 倍。
- ・死亡者の約 7 割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

法改正

【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント 熱中症の症状

【熱中症とは】熱中症とは、暑さによって、私たちのからだに生じるさまざまな障害の総称です。私たちのからだは暑さを感じると、皮膚血管に血液を多く流したり、汗を出して体温を下げようとします。しかし、このような体温調節機能には限りがあります。大量の汗をかくと体内の水分・塩分が失われ（脱水）、体温調節機能が低下してしまいます。脱水は、全身に影響を及ぼし、脱力感・倦怠感・めまい・頭痛・吐き気などの症状（熱疲労）となってあらわれます。それが、さらに進むと高体温のため脳の機能が損なわれ（脳のオーバーヒート）、命にかかわる熱射病へと進行してしまいます。熱中症は主に4つのタイプに分けることができます。それぞれの発症のメカニズムと症状をみていきましょう。

熱失神

熱失神は、炎天下でじっと立っていたりしたときに起こります。暑さによる皮膚血管の拡張から血圧が低下します。さらに、立ったままの姿勢であることから下肢に血液が貯留することで、脳に送られる血液も減ってしまい、熱失神の原因となります。主にめまい、失神などの症状がみられます。



熱けいれん

熱けいれんは、大量に汗をかき、水だけを補給したときに起こります。汗には塩分も含まれています。そのため、水分だけを摂って塩分を摂らないと、血液中の塩分濃度が低下し、筋に影響をおよぼします。その結果、足・腕・腹部の筋肉に痛みを伴うけいれんが起こります。



熱射病

熱射病は、脱水症状が悪化し、体温が上がり続け、体温が40℃を超え、脳機能に異常をきたした状態です。体温調節機能が働かなくなるため、発汗が停止する場合もあります。意識障害（呼びかけへの応答が鈍い、言動がおかしい、意識がないなど）が起こります。高体温が続くと、中枢神経や心臓、肝臓、腎臓などの臓器に致命的な障害が起こり、死亡するケースもあります。熱射病が疑われる場合は一刻も早くからだを冷やし、救急救命の処置をしなければなりません。また、一旦熱射病になってしまうと、迅速かつ適切な救急救命処置を行っても、助からないことがあるため、熱射病の予防が大切です。



熱疲労

熱疲労は、たくさんの汗をかくことで、水分、塩分ともに足りなくなり、脱水症状を起こした状態です。脱水によって重要臓器（脳など）への血流が減るために脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などの症状がみられます。



（出典）日本生
気象学会 日常
生活における熱
中症予防

【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント 法改正内容・法改正に基づく措置

労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む

【法改正条文】（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、**当該作業に従事する者**が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事暑熱な場所において連続して行われる作業等する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の**報告をさせる体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、**作業場ごと**に、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

基本的な考え方

見つける



(例) 作業員の様子がおかしい…

判断する



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

「作業場ごと」には、出張先・移動時・非定常・臨時の作業等を含む

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

「報告をさせる体制の整備」には、作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び連絡方法を定めるとともに、連絡先で随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる。

対象となるのは

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（次頁以降のフロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

周知の方法には、作業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布等がある。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント

法改正内容・法改正に基づく措置【体制整備】

熱中症のおそれがある者に対する処置の例 フロー図①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快
感、吐き気、倦怠感、高体温
等

① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい
場合も、熱中症のおそれあり
として取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際し
ては、必要に応じて、救
急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に
迷う場合は、#7119(※)等
を活用するなど、専門機関や
医療機関に相談し、専門家の
指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

※「#7119」は現在、滋賀県では対応されておりません。

なお、#7119は、医師、看護師、トレーニングを受けた相談員等が電話口で傷病者の状況を聞き取り、「緊急性のある症状なのか」「すぐに病院を受診する必要があるか」等を判断する窓口です。相談内容から緊急性が高いと判断された場合は、迅速な救急出動につなぎ、緊急性が高くないと判断された場合は受診可能な医療機関や受診のタイミングについてアドバイスを行います。



熱中症が発生! その時どうする?



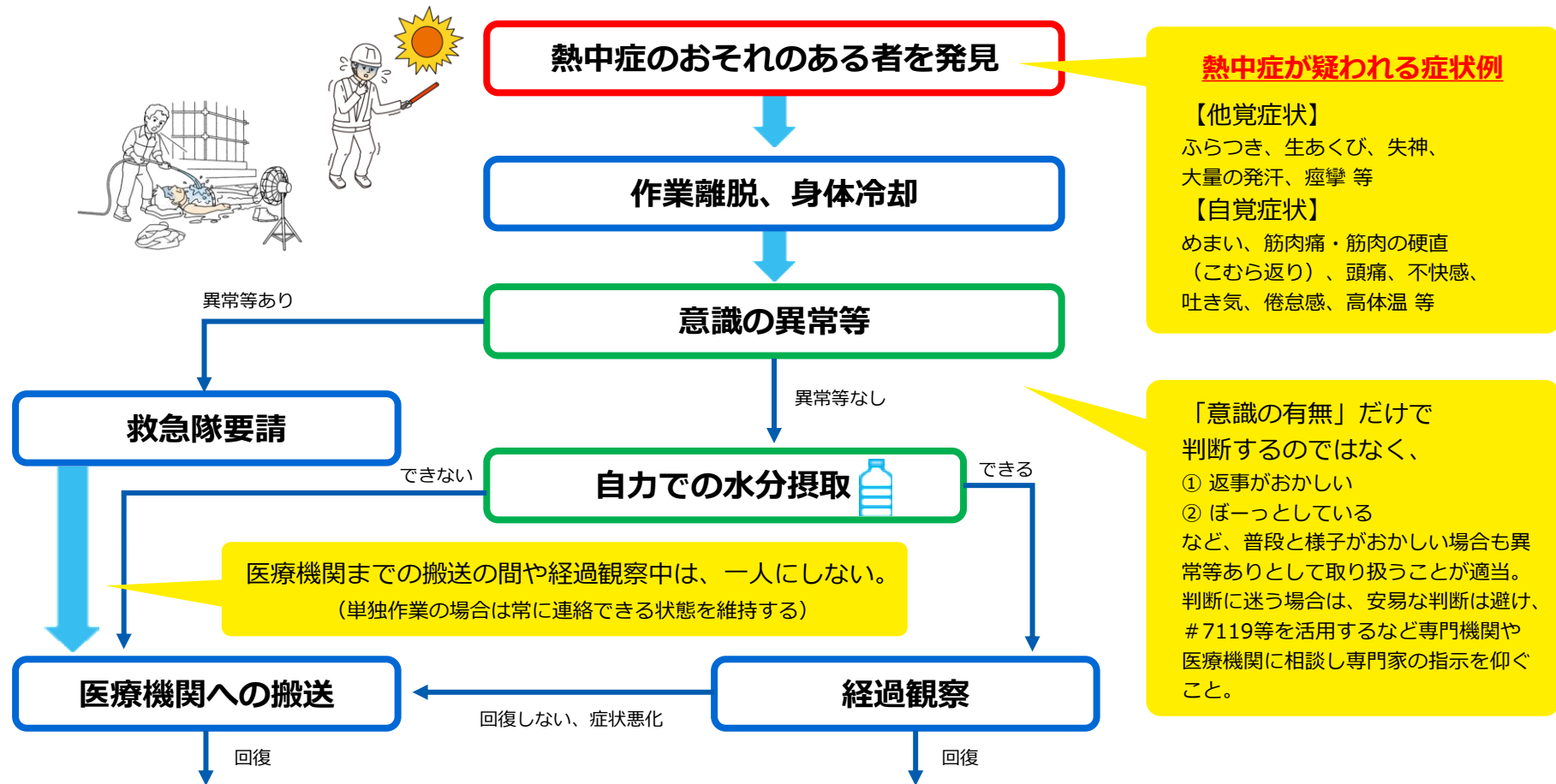
【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント

法改正内容・法改正に基づく措置【体制整備】

熱中症のおそれがある者に対する処置の例 フロー図②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント

法改正内容・法改正に基づく措置【必要な設備の整備】

WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと
日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所の WBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること（表1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1 身体
作業強度等
に応じた
WBGT 基
準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業（書く、タイピング等） ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 〔くぎ（釘）打ち、盛土〕 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

熱中症対策のためには、その場所のWBGTなどを測定して対応することが必要です。WBGTは、気温が低くても湿度が高ければ高い数値を示します。また、屋外はもちろん、屋内でも日射がある場合には日射の影響を強く受け、WBGTは高くなります。

WBGTを正しく測定するためには黒球付きのWBGT測定器（JIS B 7922として規格化されています）を使うことが大切です。

日射がない室内を対象としたWBGTの簡易的な推定

室内用のWBGT簡易推定図 ver.4

室内用 Ver.4		相対湿度 [%]																
日本生気象学会		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
照度	40	28	29	30	31	32	33	34	34	35	36	36	37	38	38	39	39	40
	39	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	37	37	38	38	39
	38	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	36	37	37	38
	37	26	27	28	29	29	30	31	32	32	33	34	34	35	35	36	36	37
	36	25	26	27	28	29	29	30	31	31	32	33	33	34	34	35	35	36
	35	24	25	26	27	28	28	29	30	30	31	32	32	33	33	34	34	35
	34	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	31	32	32	33	33	34
	33	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31	32	32	33
	32	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29	29	30	31	31	32	32
	31	21	22	23	24	24	25	26	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31
	30	21	21	22	23	23	24	25	25	26	26	27	28	28	29	29	30	30
	29	20	21	21	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	28	29	29
	28	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	25	26	26	27	27	28	28
	27	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27
	26	18	18	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26
	25	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25
	24	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24
	23	15	16	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22	23	23
	22	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22
	21	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	21

【注意】 この図は「日射のない室内専用」です。屋外では使用できません。また、室内でも日射や発熱体のある場合は使用できません。そのような環境では、黒球付きのWBGT測定器等を用いて評価して下さい。

日本生気象学会：日常生活における熱中症予防指針 Ver.4, 2022



黒球付きのWBGT測定器の例
(購入される際は、JIS B 7922適合、または準拠
と表示されていることを確認することが重要です)

WBGTによる 温度基準域	
危険	31℃以上
厳重警戒	28℃以上31℃未満
警戒	25℃以上28℃未満
注意	25℃未満

（出典）日本生気象学会
日常生活における熱中症予防

▶それでも基準値を超えてしまうときには熱中症リスクに応じた措置を行う

【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント 法改正内容・法改正に基づく措置 【熱中症リスクに応じた措置】

(1) 作業環境管理

★暑熱環境の改善

以下のような方法で WBGT 値を下げ、暑熱環境の改善を検討しましょう。

- ✓ 発熱体と作業者の間に遮蔽物を設ける。
- ✓ 日光や照り返しを防ぐ屋根を設ける。
- ✓ 作業場所に通風、冷房、ミストシャワー等を設ける。



★休憩場所の整備

暑くなった体を冷やし、休むことが出来る休憩所を整備しましょう。
休憩所は体調不良、熱中症になってしまった場合にも必要です。
休憩所を整備する際は、可能な範囲で下記に留意してください。

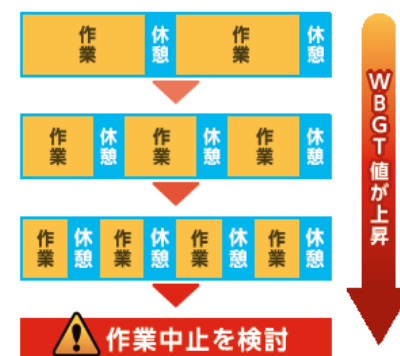
- ✓ 可能な限り作業場所の近くに設けましょう。
- ✓ 体を冷やすことができる冷房を設けましょう。
(難しい場合はミスト付き扇風機等を活用しましょう)
- ✓ 足を伸ばして横になれるスペースを作りましょう。
- ✓ 冷蔵庫やウォーターサーバー等、水分・塩分を摂取できる設備を設けましょう。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合でも、日傘、日よけテント等で日陰を作り、風通しを良くするだけでもある程度の効果はあります。



(2) 作業管理

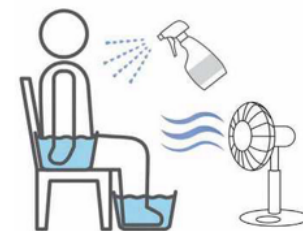
★暑さに応じた休憩サイクルの設定

- ✓ WBGT 基準値からの超過度合いによって、休憩回数の増加や休憩時間の延長を検討しましょう。
- ✓ WBGT 基準値から大幅に超過している場合は、軽い作業への変更や、作業中止を検討しましょう。
- ✓ 暑さのピーク時間帯の作業中止や、早朝・夜間などへのシフト変更も可能な範囲で検討しましょう。



★作業開始前・休憩時のプレクーリング

- ✓ 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- ✓ 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。
(併用するとさらに効果があります)
- ✓ 身体の内部から冷やせる「アイスラリー」の摂取も有効です。



プレクーリングイメージ

【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント 【熱中症リスクに応じた措置】

法令改正内容・法令改正に基づく措置

★ 通気性・透湿性の良い衣服の選択

- ✓ 可能な範囲で通気性・透湿性の良い(熱がこもりにくい)衣服を選択しましょう。
- ✓ 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ✓ ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。
(ただし過信は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。)



ファン付作業服



クールベスト
(保冷剤式)



クールベスト
(冷水循環式)

★ 水分・塩分の定期的な摂取

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- ✓ 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- ✓ のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- ✓ 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。



水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1～0.2%の食塩を含む飲料
- ナトリウムを40～80mg/100mL含むスポーツドリンク
これらを20～30分ごとにコップ1～2杯程度

※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取用」には向きません。

※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



★ 計画的な暑熱順化

- ✓ あらかじめ暑さに慣れることによって、熱中症に強い体を作ることができます。
 - ▶ 皮膚血管拡張反応、発汗反応が促進され、体温を下げる働きが強化されます。
 - ▶ 汗に含まれる塩分濃度が低くなり、汗をかいても塩分損失がゆるやかになります。
- ✓ 暑くなる前、暑熱作業に入る前に計画的に暑熱順化を得ることが重要です。
 - ▶ 暑熱順化を獲得するには、最低でも1週間はかかります。
 - ▶ 数日間暑熱環境から遠ざかると、暑熱順化が薄れてしまうので、お盆明けなどの長期休暇明けは要注意です。



★ 有効な休憩所の整備

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「体を休め、冷やすことが出来る」休憩所が必要です。
 - ▶ 休憩所がないと、せっかく休憩を取ってもその効果は減ってしまいます。
 - ▶ 熱中症になってしまったときの一時的な待機所としても有効です。
- ✓ 冷房や冷蔵庫を備えた、横になるスペースのある休憩所が理想です。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合も、工夫次第で有効な休憩所を作ることができます。
 - ▶ 屋根やテントで日差しをさえぎる。
 - ▶ ミスト付き扇風機で温度を下げる。
 - ▶ ベンチを置いて横になれるようにする。
 - ▶ 冷房の効いたワゴン車の荷室部分を休憩場所にする。
- ✓ 可能な範囲で休憩所の設置を検討し、作業者に周知してください。



【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント 法改正内容・法改正に基づく措置 【熱中症リスクに応じた措置】

★職場巡視

✓ 職場巡視を行い、下記について確認しましょう。

- ▶ 体調不良者が出ていないか
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取ができているか
- ▶ 休憩は十分に取れているか
- ▶ WBGT 値に応じた対応が出来ているか



★救急体制

- ✓ 熱中症の疑いがある者が出た場合は、無理をさせずに涼しいところで横にして、水分・塩分を摂取させてください。
- ✓ 体調が悪くなった人を一人にはしないようにしてください。体調が急変する場合があります。
- ✓ II 度以上の症状（頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害、高体温）が生じたら、躊躇なく救急車を呼びましょう。
- ✓ 救急車が来るまでの間、体温を下げるための努力をしましょう。
- ✓ 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねません。勇気を持った行動で自分や同僚を守りましょう。



★教育研修

- ✓ 熱中症を防止するためには、熱中症に対する知識を付けることが重要です。
- ✓ 日頃から熱中症に対する情報を取り入れるように心がけるとともに、教育研修を実施しましょう。
- ✓ ガイドラインでは、立場に応じた3種類の研修の実施(受講)が推奨されています。
 - ▶ 熱中症予防管理者向け：225分
(衛生管理者、安全衛生推進者も受講することが望ましいとされています)
 - ▶ 職長向け：60分
 - ▶ 作業従事者向け：短時間で繰り返す



☀ これらの対策にしっかり取り組むことで、
熱中症を予防し、安全に効率良く業務を遂行できます!



②【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント 熱中症クールワークキャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 重点取組




準備期間 4月 にすべきこと

- | | |
|---|--|
| ☐ 労働衛生管理体制の確立
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 | ☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検 |
| ☐ 作業計画の策定
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定 | ☐ 設備対策の検討
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討 |
| ☐ 休憩場所の確保の検討
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討 | ☐ 服装の検討
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討 |
| ☐ 教育研修の実施
管理者、労働者に
対する教育を実施
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | ☐ 緊急時の対応の事前確認
緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知 |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、海上労働災害防止協会、港湾労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**



- | | |
|--|--|
| ☐ 暑さ指数の低減
準備期間に検討した設備対策を実施 | ☐ 休憩場所の整備
準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| ☐ 服装
準備期間に検討した服装を着用 | ☐ 作業時間の短縮
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| ☐ プレクーリング
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる | ☐ 水分・塩分の摂取
水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮) |
| ☐ 暑熱順化への対応
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること | ☐ 健康診断結果に基づく対応
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢 |
| ☐ 日常の健康管理
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 | ☐ 作業中の労働者の健康状態の確認
巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| ☐ 異常時の対応
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして冷却 することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請) | |

重点取組期間 7月 にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



ご安全に！

